



水道料金改定案を否決しました

議案名

笠岡市水道条例の一部を改正する
条例について

Q どういう議案なの？

A 水道料金を改定し、基本料金を280円（税込み302円）引き下げる。改定対象は、口径が13ミリメートルから150ミリメートルまでの水道利用者とし、全契約者（浴場営業用を除く）とするものです。

Q どうして否決したの？

A 前回5月号でもお伝えしたとおり、3月定例会では審査の結果継続審査となりました。6月定例会の建設産業委員会では、審査の中で

委員

302円の値下げは、市長公約の1,000円の値下げにつながるもの。値下げの条件として、

- ①人口減少に歯止めがかかること。
- ②雇用の増大に伴う水道の使用料が増加すること。
- ③近隣の市町村との都市間競争で笠岡市の競争力が勝ること。
- ④外的要因として源水費の見直しが進展すること。
- ⑤公益化が進展すること。

さらに

- ①水道事業の経営状況を市民へ周知徹底すること。
- ②4年ごとに水道ビジョンの見直しを行うこと。
- ③水道料金値下げの財源として一般財源からの繰り入れをせず、水道事業の独立採算制の原則を守ること。

以上の条件が守られるのならば賛成したい。

行政の基本は、市民に不安を与えないこと。現在内部留保金があったとしても、いつ何時・何が起こるか分からないので財政的に余裕があった時点で適正な金額を検討するのが妥当だと考える。

委員

委員

内部留保資金は、売り上げに対していくら持っておくのではなく、全体の施設に対していくら持っておくのが正しい理解だと考える。設備の更新も売り上げが下がったからと言って、内部留保金下がってもいいのかとはならない。いまある内部留保金で設備の更新をしていてもらいたい。

等の意見があり、
採決の結果、この議案は委員会として「否決すべきもの」と決定しました。
その後本会議で結果を報告し、議員全員での採決の結果、「否決」となりました。

